なお、機構は、信用保証協会等が対象事業者の債務の保証に基づき取得した求償権についても、買取りに努めるとともに、対象事業者に対して、必要に応じ、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の事業再編計画又は特別事業再編計画の認定の申請を促すこと。 1．～5．［略］	なお、機構は、信用保証協会等が対象事業者の債務の保証に基づき取得した求償権についても、買取りに努めるとともに、対象事業者に対して、必要に応じ、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の事業再編計画、特定事業再編計画又は中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと。 1．～5．［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○金融庁告示第三十七号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第百九十九号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第十五条第二項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行令第十四条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める件（平成二十四年金融庁告示第六十四号）の一部を次のように改正し、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行の日（平成三十年七月九日）から適用する。

平成三十年七月六日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とする。 一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者のうち次に掲げる者 イ　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号。以下「権限告示」という。）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行 ロ　銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店 二　［略］ 三　権限告示第四条に掲げる銀行持株会社 ［四～八　略］ 九　権限告示第五条の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者（第一号から前号まで及び次号から第二十号までに定める金融機関を除く。） ［十～十六　略］ 十七　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）第一条各号に掲げる者 ［十八～二十　略］	中小企業等経営強化法施行令第十四条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に定める金融機関とする。 一　［同上］ イ　平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行 ロ　［同上］ 二　［同上］ 三　平成十四年金融庁告示第三十五号第四条に掲げる銀行持株会社 ［四～八　同上］ 九　平成十四年金融庁告示第三十五号第五条の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者（第一号から前号まで及び次号から第二十号までに定める金融機関を除く。） ［十～十六　同上］ 十七　平成十九年金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）第一条各号に掲げる者 ［十八～二十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百三十九号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第三項の規定に基づき、有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年総務省告示第四百十七号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成三十年七月六日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。